1　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「標準方式」という。）第八条第一号の規定に基づくスクランブルの方式は次の各号に掲げるとおりとする。

一　スクランブルの範囲は、ＴＳパケット（伝送制御信号及び関連情報を送るためのものを除く。）のペイロード部とする。

二　スクランブルの手順は、別表第一号のとおりとする。

三　標準方式第四章第一節及び第二節、第五章第二節並びに第六章第三節に定める放送のスクランブルの手順は、前号の規定にかかわらず、別表第一号から別表第三号までのいずれかのとおりとする。

四　標準方式第五章第三節及び第六章第五節に定める放送のスクランブルの手順は、前二号に定める規定にかかわらず、別表第二号又は別表第三号のいずれかのとおりとする。

2　標準方式第八条第二号の規定に基づくスクランブルの方式は次の各号に掲げるとおりとする。

一　スクランブルの範囲は、平成二十三年総務省告示第三百一号（映像信号のうちセクション形式によるもの及び音声信号のうちセクション形式によるものの送出手順を定める件）第２項に定めるモジュールとする。

二　スクランブルを行ったモジュールには、当該スクランブルの手順を識別する情報、当該スクランブルの解除の手順を識別する情報及び当該スクランブルに関する関連情報を識別する情報を含む放送番組を識別する情報及び当該スクランブルに関する関連情報を識別する情報を含む情報を付加することとする。

3　標準方式第四十七条の規定に基づくスクランブルの方式は次の各号に掲げるとおりとする。

一　スクランブルの範囲は、同期パケットを伝送するトランスポートフレーム全体とする。

二　スクランブルの手順は、別表第四号から別表第七号までのいずれかのとおりとする。

4　標準方式第六十五条の二の規定に基づくスクランブルの方式は次の各号に掲げるとおりとする。

一　スクランブルの範囲は、ＭＴＰパケットにあってはペイロード部のうちデータ部とし、ＩＰパケットにあってはペイロード部とする。

二　スクランブルの手順は、別表第八号又は別表第九号のいずれかのとおりとする。

別表第一号

注１　ＭＵＬＴＩ２暗号は、別記第１に示す。

２　(reg) は、レジスタを示す。以下同じ。

３　⊕は、排他的論理和を示す。以下同じ。

別記第１　ＭＵＬＴＩ２暗号

注１　π1～4は、基本関数とし別記第２に示す。

２　Nは、暗号段数とする。

３　‖は、ブロックの結合とする。

４　ax[left]は、ブロックaxの左32ビットとする。

５　ax[right]は、ブロックaxの右32ビットとする。